



日本弁理士会 副会長
井上 春季

実務修習制度

今月のことば

monthly word

去る9月25日に本年度の弁理士試験の論文合格者が発表された。10月には口述試験が行われ、11月10日に最終合格者が発表される。

この弁理士試験の最終合格者に対し、昨年からの弁理士登録前の実務修習制度が導入され、昨年の実務修習では、弁理士試験の合格者574名のうち、559名が実務修習を修了した。

この実務修習制度は、既登録の弁理士に対しての継続研修制度と併せて、平成19年の弁理士法の改正により導入されたもので、近年の知的財産サービスに対するニーズが多様化し、知的財産権の専門職として、多様なニーズに的確に対応でき、更に弁理士の資質の向上・維持を図るとともにその責任を明確化し、専門職としての弁理士のレベルアップを図るものである。

特に、近年の弁理士合格者数の大幅増加により、弁理士登録前に実務を経験していない合格者が多数となった。そこで新人弁理士として最低限必要な知識・技能及び専門的応用能力を修得させるため、弁理士登録の条件として、弁理士登録前の実務修習を義務づけるものとして実務修習制度が導入された。

実務修習については、弁理士法施行規則第21条の2に「実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次に掲げる課程について、それぞれの単位数以上行わなければならない。」との規定があり、課程として①弁理士法及び弁理士の職業倫理（16単位）、②特許及び実用新案に関する理論及び実務（57単位）、③意匠に関する理論及び実務（24単位）、④商標に関する理論及び実務（30単位）、⑤工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務（17単位）が規定されている。

実務修習の実施に当たっては、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法に

より行わなければならない（同施行規則第21条の2第3項）と規定されている。この規定を受け、指定修習機関である日本弁理士会は、課目の特性に応じて、144単位の課程のうち90単位をeラーニング研修で、残りの54単位を集合研修で行う研修内容となっている。

eラーニング研修は、インターネット配信を利用して研修を行うもので、全国各地の修習生の地域的不利益を緩和することができる。このeラーニング研修では、コンテンツの途中、最後等の複数箇所にて設けられている設問に回答し、それぞれ8割以上の正解が要求されており、コンテンツを最後まで視聴して初めて当該課目の修得とされる。

また、集合研修は、あらかじめ課目ごとに提示した課題に対して、自宅作成した起案の提出を修習生に求め、その提出した自宅起案に基づいて、討論や講義を行う。また、提出された自宅起案は、講義に先立ちその内容を講師が採点し、合格と判定されたことを条件として、その集合研修の課目の修得とされる。

この課題としては、①クレームの作成・解釈、②明細書のあり方・演習、③審査対応・演習、④意匠に関する出願手続・演習、⑤意匠に関する審査対応・演習（類否判断）、⑥商標に関する出願手続・演習、⑦商標に関する審査対応・演習（類否判断）に関する実務に直結した内容となっている。

なお、この起案の内容が不合格の修習生に対しては、起案の再提出を求め、再提出された起案の内容が合格した場合に、その起案に係る集合研修の課目の修得とされる。

弁理士の登録条件として本実務修習が条件となったことで、実務修習を実りあるものとするのが、我が国の弁理士の資質の向上を図る上で不可欠であり、日本弁理士会は、今後もより良い実務修習制度を構築する所存である。